

安平町長 瀧 孝 様

「Iコム社」「Inクロス社」と A氏の関係と随意契約の問題性に関して

Iコム社、Inクロス社と安平町役場の随意契約の問題に関しては、元町会議員の谷村氏から、「3月議会で告発した事件についての説明書」（いわゆる「告発書」）が提出された。この事は、新聞報道と町議会における一般質問によって明らかになった。

谷村氏が指摘する問題が、事実であれば、安平町役場及び町職員に司直の手の及ぶところとなり、事は極めて重大である。その場合は、前回のような町長の「減給」で済む問題ではない。当然のことながら、町長辞職を含む責任問題に発展することは、不可避であろうと思う。そこで私は、限られた資料（「**支出負担行為伺い兼決定書**」）から、その真実性を検討してみた。

その結果、谷村氏が指摘した問題は事実であるという心証を得た。そう言い切れる状況証拠が、間違いなく存在する。つまり「濃厚な疑惑」が存在すると言うことだ。

以下、検討内容を説明し、私の中でも生まれた「疑惑」について、その論拠を述べたい。

なお、標題にある**A氏とは、担当課長補佐**の事である。

資料を読み解く上で、重要な基礎資料となる事実は、以下の通りです。

1点目。会社名 (株) Iコム・・・平成20年1月17日創業。
 代表取締役（社長） **M氏**
 取締役 (安平町**担当職員の妻**)
 資本金 20万円
従業員 0

2点目。会社名 (株) Inクロス・・・平成23年2月創業。
 代表取締役（社長） **M氏**
 取締役 ?
 資本金 150万円
従業員 1名

※ (株) Iコムは、インターネットでは、探し得なかった。
 同名の会社は他にあるが・・・。

「電算機器等管理経費」における 1社限定の随意契約の「会社変更」の疑問

「I・M・オール」から
「Iコム」・「Inクロス」(M氏経営会社)へ

平成23年度

不自然な「差し替え」と

「契約総額の劇的増額」が起こっている

私が注目したのは、「支出負担行為伺い兼決定書」における「1社随意契約」の会社名が、平成23年度を境に「I・M・オール」から前田潤氏経営の「Iコム」と「Inクロス」へと劇的に変化していることです。

「電算機器等管理経費」の支出先(契約先)の変化と金額

以下「見積合わせ」を(見積)・「1社随意契約」を(1社)とする。

平成20年度・・・予算額(1,437,000円)

(1) あびらネットユーザー管理システム保守	Iコム	367,500円	(見積)
(2) 図書蔵書検索システム	I・M・オール	180,000円	(1社)
		計	547,500円

※予算額から言えば、他にも、予算が使われているはず。

私の手元には、残りの「支出負担行為伺い兼決定書」はない。

平成21年度・・・予算額(1,323,000円)

(1) あびらネットユーザー管理システム	I・M・オール	346,500円	(見積)
(2) 図書蔵書検索システム	I・M・オール	189,000円	(1社)
(3) サーバーソフトウェア保守	I・M・オール	367,500円	(見積)
(4) 監視カメラサーバー保守	I・M・オール	189,000円	(1社)
		1,092,000円	

予算残額 231,000円

※予算残額から言えば、他にも予算が使われているかも？予定事業はこれで終わりか？

平成22年度・・・予算額（1,279,000円）

(1) あびらネットユーザー管理システム	I・M・オール	346,500円（見積）
(2) 図書蔵書検索システム	I・M・オール	189,000円（1社）
(3) サーバソフトウェア保守	Iコム	355,950円（見積）
(4) 監視カメラサーバー保守	I・M・オール	189,000円（1社）
(5) 安平町ホームページ保守	アット・プラス・デザイン	189,000円（1社）
		<u>1,269,450円</u>
	予算残額	9,550円

M潤氏関連会社の予算の獲得率・・・27.8%

（留意すべき以下の事情）

平成23年2月。Iコムと同じ経営者であるM氏によって

Inクロスが設立された。この会社は、Iコムと同じく、コンピューター業務の会社で、経営者が同じ。しかも、事実上、役員だけの会社。ダミーと似ているこの会社が、別々の会社として、安平町役場に「仕事を取るために」参入してきた。

役場の担当課長補佐の夫人が、Iコムの取締役をしており、社長のM氏とは、単なる知人以上の特別な関係が推測される。

そうした中、価格競争が全くない（競争入札でなく、見積合わせでもない）、「1社限定の随意契約」によって、それまで他社が手がけていた仕事を丸々、「横取りする」と言う状況が作られた。

なぜ、あえて、Iコムとは別会社の**Inクロス**という会社を立ち上げたのか。実態を見ればその意図がわかるというもの。

以下がその実態です。

平成23年度・・・予算額（1,229,000円）

(1) あびらネットユーザー管理システム保守	Iコム	315,000円（1社）	注1
(2) 図書蔵書検索システム	Inクロス	189,000円（1社）	注2
(3) サーバソフトウェア保守	Iコム	346,500円（1社）	注3
(4) 監視カメラサーバー保守	Inクロス	189,000円（1社）	注4
(5) 安平町ホームページ保守	アット・プラス・デザイン	189,000円（1社）	
		<u>1,228,500円</u>	
	予算残額	500円	

M氏関連会社の予算の獲得率・・・84.6%

平成24年度・・・予算額(1,397,000円)

(1) あびらネットユーザー管理システム保守	Iコム	315,000円(1社)
(2) 図書蔵書検索システム	Inクロス	189,000円(1社)
(3) サーバソフトウェア保守	Iコム	346,500円(1社)
(4) 監視カメラサーバー保守	Inクロス	357,000円(1社)
(5) 安平町ホームページ保守	アット・プラス・デザイン	189,000円(1社)
		<u>1,396,500円</u>

予算残額 500円

M氏関連会社の予算の獲得率・・・84.4%

平成25年度・・・予算額(1,397,000円)

(1) あびらネットユーザー管理システム保守	Iコム	315,000円(1社)
(2) 図書蔵書検索システム	Inクロス	189,000円(1社)
(3) サーバソフトウェア保守	Iコム	346,500円(1社)
(4) 監視カメラサーバー保守	Inクロス	357,000円(1社)
(5) 安平町ホームページ保守	アット・プラス・デザイン	189,000円(1社)
		<u>1,396,500円</u>

予算残額 500円

M氏関連会社の予算の獲得率・・・84.4%

平成26年度・・・予算額(1,437,000円)

(1) あびらネットユーザー管理システム保守	Iコム	324,000円(1社)
(2) 図書蔵書検索システム	Inクロス	194,400円(1社)
(3) サーバソフトウェア保守	Iコム	356,400円(1社)
(4) 監視カメラサーバー保守	Inクロス	367,710円(1社)
(5) 安平町ホームページ保守??
		<u>(1,242,510円)</u>

予算残額 ?円

M氏関連会社の予算の獲得率・・・86.5%

特徴

- 1, 平成23年度から急激に、M氏経営の「Iコム」「Inクロス」が獲得する事業が多くなる。
対予算に占める「%」で言えば、27, 8%から85%前後まで23年度以降、急増する。これは、2社を参入させて、それぞれ仕事を得るという手法が、功を奏した形だ。
- 2, 1社限定の随意契約になると、予算額の消化率がほぼ100%になっている。つまり、担当者と業者が予算額を念頭に、予算額の満額消化に努めていることがわかる。(業者と交渉して少しでも安い価格を確定しようという手法でない事は事実が示している。)
- 3, 「1社限定随意契約」は、見積合わせや競争入札による価格競争を排除した手法とも言え、業者と担当者の癒着が起りやすい「手法」と言える。「予算の消化率が高い」と言う事実は分析に値する。

安平町が「I・M・オール」から
「M氏関連会社」へ、1社限定の随意契約に変更
した理由に、合理的な根拠があるのか？
ふくれあがる疑惑！
(1社限定による随意契約の理由書の検討)
以下、「1社限定の随意契約の理由説明書」を「理由説明書」と記す。

平成23年度に「1社限定の随意契約」になった事業と 「理由説明書」の内容と疑問

注1 あびらネットユーザー管理システム保守 (平成23年度)・・・「Iコム」が取得。

- 20年度～22年度まで「見積合わせ」を行っていたのに、突然、23年度から「1社限定の随意契約」に変わった。「1社限定の随意契約」をとったのは、M氏の「Iコム」である。

※平成23年度に「1社限定の随意契約」に変更してきながら「理由説明書」はどうなっているのか不明。平成24年度は、23年度と同様。

平成25年度の「理由説明書」

「当該システムを開発した企業が担当する事が望ましく・・・」とある。

質問。

- ① このシステムを開発した企業は、「I コム」ではなく、I・M・オールだと言う指摘がある。事実はどうか？
- ② 平成20年1月17日に創業したIコムが、どうして、平成20年の4月時点で、すでに安平町役場に導入されているこのシステムを「開発した」と言えるのか？
それに、I コムは4月の見積合わせにギリギリ参加しているのに、システムを「開発した」と言えるのか？
- ③ 20年度～22年度まで「見積合わせ」を行っていた。
それを平成23年度に急に、「1社限定の随意契約」に変えたのは不自然ではないか？
- ④ なぜ、途中から「当該システムを開発した企業が担当する事が望ましく」となり、その結果としてI・M・オールではなく、Iコムになったのか。
- ⑤ 「Iコム」は、2年間、「見積合わせ」の結果、仕事が取れていない。この状況を変えるために、「1社の随意契約」にやり方を変えたのではないか？

注2、図書蔵書検索システム・・・Inクロス（2か月前に設立）が取得 （M氏が社長）

- (1) I・M・オールの「1社の随意契約」（平成20年度～平成22年度）
- (2) Inクロスの「1社の随意契約」（平成23年度～平成26年度）

※「理由説明書」に矛盾。・・・「全く同じ理由」なら、会社を変える必要はなかったはず。会社が違うのに、理由の全文が全く同じ。

- (1) I・M・オール決定の「1社の随意契約の理由説明書」（平成20年度）

「当該委託業務は、WEB版図書蔵書検索システムの保守業務であり、システム全般の知識を有し、システムの分析・改修を行うことができることが条件であり、システムの開発・導入を担当し、かつ、当町の機器構成を十分に理解・把握する下記企業の1社限定による随意契約とするものであります。」

(2) Inクロス決定の「1社の随意契約の「理由説明書」(平成25年度)

「

「当該委託業務は、WEB版図書蔵書検索システムの保守業務であり、システム全般の知識を有し、システムの分析・改修を行うことができることが条件であり、システムの開発・導入を担当し、かつ、当町の機器構成を十分に理解・把握する下記企業の1社限定による随意契約とするものであります。」

質問

- ① 「I・M・オール」から、「Inクロス」に差し替えたのに、両社とも「1社限定の随意契約の理由」が、全く同じ文章になっている。会社が違うのに、なぜ、一字一句違わぬ同じ理由になったのか。
- ② もし、I・M・オールの理由書に書いてある「システムの開発・導入を担当し
・・・」と言うのが正しければ、Inクロスに書いてある理由書(同一文章)は、ウソと言うことにならないか?
- ③ もし、最初のI・M・オールが「1社限定の随意契約」の理由に合致していたのならば、わざわざ、「Inクロス」に変更する必要は全くなかったのではないか。
- ④ 町の担当者が、創業2か月足らずのInクロスを「知ったきっかけ」は何か。「いつ知った」のか。誰かからの紹介があったのか?その経過を明らかにすべきではないか。
- ⑤ 創業2か月足らずのInフォクロスに「図書蔵書検索システム」のみならず、「監視カメラサーバー保守」の事業まで「1社限定による随意契約」を結んだと言うことは、相当に高い信頼を置いたと理解して良いか。
- ⑥ 創業2か月足らずのInクロスへの信頼は、いかにして培われたものか?
- ⑦ この件でInクロから役場・個人宅等での売り込み、折衝があったのか。夫人からの働きかけはあったのか?
- ⑧ 「1社限定の随意契約」の理由書の記載内容は、契約業者を「I・M・オール」から、「Inクロス」に変更することだけが目的であって、本当は理由は、どうでも良かったのではないか。結果が最初であり、理由は後からつけたと言われても仕方のない状況ではないか。
- ① 担当者は、巷間言われる理由、「奥さんが役員をしている会社に便宜を図る」ために職務を利用して、「Inフォクロス」と契約の起案をしたのではないか。

注3 平成20年度 「サーバーソフトウェア保守」	Iコムに決定・「見積合わせ」
平成21年度 「サーバーソフトウェア保守」	I・M・オールに決定「見積合わせ」
平成22年度 「サーバーソフトウェア保守」	Iコムに決定・「見積合わせ」
(平成23年度) 「サーバーソフトウェア保守」	Iコムに決定・「1社随意契約」

平成20年度～平成22年度・・・見積合わせ（「Iコム」とI・M・オール）

※ 平成23年度から「1社限定の随意契約」に変更した。

その「理由説明書」・・・「情報セキュリティを保守する企業と分離することが望ましい。」とした。

平成24年度の「理由説明書」・・・「なし」

平成24年度の「理由説明書」・・・「なし」

平成25年度の「理由説明書」・・・「情報セキュリティを保守する企業と分離することが望ましい。」とある。

平成26年度の「理由説明書」・・・「情報セキュリティを保守する企業と分離することが望ましい。」とある。

質問。

- ① 3年間、Iコムと見積合わせで競ってきた企業は、I・M・オールであるが、「情報セキュリティを保守する企業と分離することが望ましい。」という理由は、客観的に根拠があるのか？
- ② I・M・オールは「情報セキュリティを保守する企業」であるが、Iコムは違うと言うことか。
- ③ 3年間も、「見積合わせ」を実施して来ているが、なぜ、突然、「情報セキュリティを保守する企業と離れる事が望ましい」と言い出したのか。
- ④ ここでも、Iコムを町との契約企業にするためにI・M・オールを排除したのではないのか。

注4 監視カメラサーバー保守

※ここでも「理由説明書」に矛盾。

「全く同じ理由」なら、会社を変える必要はなかったはず。

会社が違うのに、「1社の随意契約」の理由の全文が全く同じ。

平成21年度・・・「1社の随意契約」(I・M・オール)

※「理由説明書」・・・「当該委託業務は、イントラネット基盤施設整備事業にて導入した防犯カメラサーバー機器の保守業務であり、当該機器の導入企業のみが実施できる業務であることかあら、同機器を導入設置を担当した下記企業の1社限定による随意契約とするものであります。」

平成23年度・・・「1社の随意契約」(Inクロス)

※「理由説明書」・・・「当該委託業務は、イントラネット基盤施設整備事業にて導入した防犯カメラサーバー機器の保守業務であり、当該機器の導入企業のみが実施できる業務であることかあら、同機器を導入設置を担当した下記企業の1社限定による随意契約とするものであります。」

質問

- ① このシステムを開発した企業は、「Inクロス」ではなく、I・M・オールだと言う指摘がある。事実はどうか？
- ② もし、I・M・オールの理由書に書いてある「当該機器の導入企業のみが実施できる業務」と言うのが正しければ、Inクロスに書いてある理由書(同文)は、ウソと言うことにならないか？
- ③ もし、最初のアIM・オールが「1社限定の随意契約」の理由に合致していたのならば、わざわざ、「Inクロス」に変更する必要は全くなかったのではないか。
- ④ 「1社限定の随意契約」の理由書の記載内容は、契約業者を「I・M・オール」から、「Inクロス」に変更することだけが目的であって、本当は理由は、どうしても良かったのではないか。結果が最初にあり、理由は後からつけたと言われても仕方のない状況ではないか。

因みに、

平成20年度・・・不明？(それまで防犯カメラを設置していたかどうか?)

平成22年度・・・「1社の随意契約」(I・M・オール)の
「理由説明書」・・・なし。

平成24年度・・・「1社の随意契約」(Inクロス)の
「理由説明書」・・・なし

平成25年度・・・「1社の随意契約」(Inフォクロス)
理由説明書は、平成23年度と同一の文章

平成26年度・・・「1社の随意契約」(Inクロス)

「理由説明書」・・・なし。

新聞報道に関する事実関係の質問

谷村氏の「告発状」に関して2紙(4回)の新聞報道がなされました。その中に看過できない重要な問題が報道されました。以下関連する事項について質問致します。

以下の質問は、「癒着の実態」を解明するために必要な質問です。中には、「プライベートな問題」として回答を避けかねない心配もありますが、この質問は、いわゆる、純粋に「プライベートな問題」ではありません。

以下の質問は、担当課長補佐の地位利用と不正の解明に必要な質問です。「プライベートな問題」として逃げないで、事実に基づき回答して下さい。

1、「課長補佐の妻が役員」との報道について(質問)

- (1) 「課長補佐の妻が、随意契約をしている会社役員をしてる」と報道されましたが、事実を確認していますか？
また、その会社とは、株式会社 Iコムですね？
- (2) 新聞報道によっても、課長補佐の妻の役職は、「取締役」となっていますが、町はその事実を確認していますか？
- (3) 会社Iコムの代表取締役 M氏と課長補佐の妻が、どのようにして知り合い、彼女が取締役になったのか、その経緯を把握していますか？、
- (4) 「課長補佐の妻」が、取締役と言うことは、当然、どのような形にせよ収入があると思われます。「取締役」という地位を考えると被扶養者ではあり得ないと考えるのが一般的と思いますが、その点は確認していますか？
- (5) もし、一定水準以上の収入があるのに、被扶養親族として届けがなされていたならば、明らかに意図的な「未届け」となり、脱税となります。
所得税、住民税などの納税の事実は確認していますか？

2, 随意契約の会社に「家計から出資」との報道に関して（質問）

- (1) I コムは、代表取締役の M 氏と課長補佐夫人の二人で立ち上げた会社であると理解していいですか？
- (2) 「課長補佐夫人」は、コンピューターの専門知識を有している方ですか？
- (3) 「家計からの出資」は、M 氏からの要請と理解して良いですか？
それとも、課長補佐、若しくは夫人から持ちかけたものですか？
この点を確認していますか？
- (4) 会社を立ち上げる際に支出した金額は、「課長補佐 T 氏の名義の口座から支払ったのですね。その点を確認していますか？
- (5) 利益の分配方法に関して、どんな打ち合わせがありましたか？
(家計から資金を提供しているですから、利益配分に関して話し合われて当然です。) その点の確認を済ませていますか？

3, 課長補佐の、「職務やその地位利用」について（質問）

- (1) M 氏が、コンピューターの同系統の会社を、なぜ、わざわざ2社作ったのか。その目的を課長補佐は、事前、若しくは事後に本人または夫人から聞いていた可能性があります、それを確認していますか？
- (2) 課長補佐は、平成20年1月17日設立のIコムに、平成20年度のサーバーソフトウェア保守委託の予算残額・設計金額を教示した可能性を検討しましたか？
そう考える理由は、以下の通り。
 - ①平成20年度、サーバーソフトウェア保守委託（見積合わせ）の予算残額と設計金額が 共に、378,000円であるが、参入したばかりのIコムが、消費 税込みでピッタリこの金額を当てているのは、Iコムは、事前にこの金額を知っていたのではないかと思わざるを得ないからです。
因みに、見積合わせに参加した I・M・オールは、大幅な金額オーバーで落選しています。
- (3) 平成23年2月に In クロスが創立されましたが、平成23年の4月1日の起案の段階で、①「見積合わせ」が消えた上に、②それまでの「1社限定の随意契約」を得た会社が、I・M・オールから In クロスに

変更になり、以後、その状態が4年連続続いています。

これは、平成23年度以降、M氏若しくは夫人からの要請があり、「意図的」にIコム、Inクロスに「1社限定の随意契約」にしたと考えられる状況になりますが、この点の調査はどうなっていますか？

- (4) 起案者である課長補佐は、以下の事業で「事実に基づかない書類を作成」し、Iコム、Inフォクロスに「1社限定の随意契約」を結ぶために起案したことは、**刑法156条「虚偽公文書作成等の罪」に当たるのではないか。**

事実に基づかない「随意契約の理由書」(記載例)

- ① Iコムが「あびらネットユーザー管理システム保守業務システム」を開発した企業であると記載。
- ② Inクロスが「WEB版図書検索システム」の開発・導入したと記載。
別年度では、I・M・オールが開発・導入したと記載。
時系列から言えば、最初のが正しければ、あとのInクロスの説明が嘘になる。
- ③ Inクロスが「監視カメラサーバー」を導入したした企業で「Inクロス」のみが、実施できる業務」だと記載。
別年度では、別企業に対して同様の記載がある。時系列から言えば、最初のが正しければ、あとのInフォクロスの説明が嘘にな

なお、以下の点も事実でなければ、「虚偽公文書作成等の罪」の罪に当たるはず。

- ④ 「サーバーソフトウェア保守」が、「セキュリティを保守する企業と分離することが望ましい」とする理由に根拠がない場合。
または、I・M・オールでも「セキュリティを保守する企業と分離することが可能な場合」は、この記述はウソになる。
- (5) 夫が会社に出資し、妻が役員として収入を得た場合でも、安平町の倫理規定第2条の「いやしくも職務やその地位を私的な利益の為に用いてはならない」に該当するのではないか。
- (6) 課長補佐の妻が、脱税と認定された場合、または、被扶養者となっていた場合は、夫である課長補佐は、不正に加担したことは事実であるから、「給与の不適正受給」に当たり懲戒処分の対象になるのではないか。

- (7) 平成23年度以降の「急激な変化」は、担当課長補佐と M 氏との不適切な関係が十分予測される。その点の調査をしましたか？
その結果は、町民に公表してもらえますか？

真実解明のために町長に求めること。

- 1, 「まちづくり基本条例」に示された専門家による
「外部監査」の実施を求めます。

町の監査は、専門知識に乏しすぎる。

加えて、議会推薦の監査は、見識がなさ過ぎる。

(参考資料を添付)

- 2, 町職員の懲戒処分等に関する規則に基づき、「審査委員会」の設置を求めます。

なお、2名の外部審査委員の選出に関しては、この問題に詳しい人物の参加が欠かせない事を留意願いたい。